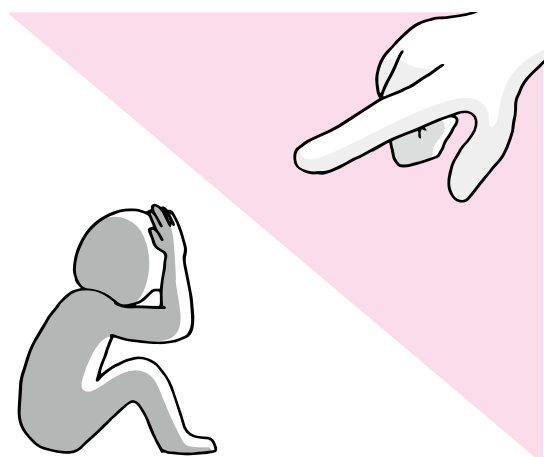




男女共同参画の視点

DV被害 あなたの周りは大丈夫？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことをいいます。DVは「自分さえ我慢すればいい」と理不尽な暴力に耐えてしまう被害者



が後を絶たず、外から発見されにくいと、事態が深刻化するケースが多くあります。そして、日頃からずっとDVを受けていると、誰もが自分の身に起こっていることを正しく理解することができなくなります。

理由も分からず殴られ、けなされても「私にも悪いところがある」、包丁を突きつけられても「大したことではない」。そう自分に言い聞かせて、恐怖や痛みを耐えてしまいます。

DVは殴る・蹴る・物を投げるといった身体的暴力だけでなく、次のようなさまざまな行為が挙げられます。

- 精神的暴力**…細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなど
- 経済的暴力**…生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなど
- 性的暴力**…避妊に協力しない・性行為の強要など
- 子どもを巻き込んだ暴力**…子どもに暴力を振るうと脅す・子どもを危険な目に遭わせるなど

DVはただのけんかでは片付けられない、とても深刻な問題で、どんな事情があったとしても許されません。一番大切なのはあなたの気持ちです。まずは何かがおかしいということに気付き、誰かに話してみるという一歩を踏み出してください。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

インターネット回線の切り替えを促す勧誘に注意

Q 大手通信事業者を名乗る業者から「光回線をアナログ回線に戻すと月々の支払いが安くなる。初めにいくらもお金がかかるが、すぐに元が取れる」と言われました。インターネットの利用は多くないので、良い話だと思い契約しました。後日、銀行口座から約1万円が引き落とされていることに気づき、契約書類を確認したところ、初期費用の約4万円が分割払いになっていることが分かりました。また、契約した覚えがないサポートサービスなども契約したことになるため解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 電話勧誘販売なので、契約書面を受け取った日を含め8日以内ならクーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。また、事業者から契約の重要事項に関する説明がなかったり、虚偽の説明を受けたりした場合など、電気通信サービスの保護ルールに違反があれば契約を解除できます。このような勧誘を受けた場合は、次の点に注意しましょう。なお、光回線をアナログ回線に戻す手続きは、個人でも可能です。

- 事業者名と住所、連絡先をしっかりと確認する
- 重要事項や契約書の内容を書面で受け取り、説明を受ける
- 不要な契約や納得できないことがあればきっぱり断る

電話勧誘販売や訪問販売で契約した場合には、クーリング・オフができる場合があります。不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

